

県庁職域支部だより

<http://www.kanagawa-kentikusikai.com/sibu/kenchou/>

発行：神奈川県建築士会県庁職域支部（県庁内）

支部長 大橋勇造

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

Vol.11 2005.3

支部ニュース

・県庁の組織再編

建築職の皆様へ

- ・建築工事課長
- ・建築設備課長
- ・建築指導課長
- ・住宅整備課長

トピック

・新潟県中越地震報告



表紙絵：平塚土木事務所 藤井隆男さん

支部ニュース

県庁の組織再編について

平成17年4月1日より県庁の建築関連部署の大幅な再編が実施されます。主な見直し点としては、

- ・建築部門と設備部門の一体化のもとに、県有施設の営繕に係る企画・総合調整などの業務を特化した営繕計画課を創設する。
- ・ストック重視、民間住宅政策等との連携重視の観点から、住宅政策、住宅整備、住宅管理に関する企画部門を統合し、総合的住宅対策を効率的に進める体制を整える住宅課を再編する。
- ・県営住宅及び営繕に係る前記の現場業務に加え、県営住宅・民間住宅等に係る県民への情報提供機能などのサービス部門を出先機関に集約し、県民がワンストップで各種サービスを受けられる住宅営繕事務所を創設する。

【再編前後の組織体制】

<現行組織>

【財産管理課】

- ・建築計画班

【庁舎管理課】

- ・施設電気班

【建築工事課】

- ・調整班
- ・建築第一、二班
- ・教育施設建築班

【建築設備課】

- ・調整班
- ・設備第一、二班
- ・教育施設設備班

【住宅整備課】

- ・調整班
- ・企画指導班
- ・計画班
- ・建替推進班
- ・建設班
- ・優良賃貸住宅班
- ・住宅供給公社対策担当

【住宅管理課】

- ・調整班
- ・居住管理班
- ・収納班
- ・財産保全班
- ・公有地整理班

<再編後>

【財産管理課】

- ・財産企画班

【営繕計画課】

- ・施設企画班
- ・施設整備班
- ・施設電気班

【住宅課】

- ・調整班
- ・住宅企画班
- ・民間住宅班
- ・県営住宅班
- ・住宅供給公社対策担当

【住宅営繕事務所】

- ・管理部
- ・県営住宅部
- ・営繕部

建築職の皆様へ

将来の建築職に対する所感

建築工事課 石井 義宏

「将来の建築職に対する所感・展望」をと幹事さんから依頼され、何を書こうか迷いましたが、今まさに営繕と住宅部門の組織再編が進められているので、それに関連して個人的に感じていることを書いてみたいと思う。

この原稿が採用されて皆さんの中にとまるときには、建築工事課はすでに存在せず新たに営繕計画課として発足し県土整備部に移っていることであろう。

今回の組織再編については福祉部と衛生部の統合や病院事業庁の発足或いは出先行政センターの改変など大規模な組織再編であり営繕や住宅の再編は隅のほうに追いやられている感がしないでもないが、こと営繕に関して言えば一大改革である。

建築工事課は伝統と歴史のある課で、名称はその時代の社会情勢等にあわせて色々変わっているが、建築工事の見積もりから設計、監理まで常に本庁の一つ課で行ってきた。再編後は県有施設の営繕にかかる業務は設備部門と一体化するとともに企画・総合調整などソフト部門に特化して担う営繕計画課と設計や工事監理など所謂ハード部門の業務を担当する出先の住宅・営繕事務所に分かれることになる。

営繕の出先事務所ができるのも、工事の見積もりから設計、監理までに一連の業務を違う組織が分割して担うのも初めての経験である。しかし、新たな組織は走り始めたのである。躊躇はしていられない。神奈川県の県民性でもある先取性も多少あると思うが、大局的には社会全体のニーズや大きな流れの中で組織改変の必要性が出てきているのであると推察される。そうであるならば、建築技術職の存在価値を高め、より広く活躍できる場を求める。そのような流れを作る良い機会と捕らえることができる。

具体的には営繕計画課では自前の予算による建物の長寿命化対策やESCO事業など省エネ、環境対策等に政策的、戦略的に取り組み県有施設整備のマネジメント機能を強化していく。さらには、新規建設の際主管部局で構想を練る段階にも積極的に参画することにより、県有施設整備の先導的役割を実現していく。

また、出先事務所においてはハード部門に特化することにより、今までの煩わしい雑用からいくらくでも開放され、集中して現場業務に取り組むことができる。それにより今まで以上に顧客ニーズに合った建物の実現が期待される。

希望的観測も込めて述べてきたが、ありきたりであるが組織を動かすのは人である。新たな組織がより良い方向に進んでいくのも建築職員一人一人の自覚と弛まぬ努力によるところが大であることは言うまでもない。最後に、建築工事課最後の課長となってしまいましたが、営繕計画課、住宅・営繕事務所が建築工事課以上にすばらしい組織となり、建築技術職員が生甲斐を持って働く組織となることを祈念しております。

将来の建築職に対する所感

建築設備課 鈴木 富男

県庁に入ってこの4月で32年経つが、私ほど数多くの所属を渡り歩いた者は、建築や土木の技術職ではないし、事務職にまで広げてもそう多くはないと思う。本稿を書いているのは3月なので、4月からの所属は未だ判らないが、これまで、部局で9部、室課でも9課を渡り歩き、同じ室課に残念ながら一度も戻れない。仕事の内容では、大きく分けて、都市・まちづくり部門が通算16年、建築・開発部門が通算10年（平塚土木のまちづくり推進課の2年間は2部門にダブって計算）、営繕部門が通算5年、その他が3年である。

多くの所属や仕事を経験することには長短がある。大雑把に言えば、長所は、多数の人、いろいろな職種の職員と一緒に仕事ができること。建築以外の分野の仕事を経験できること。短所は、長所の反対になるが、若い建築職の方から私が余り知られていないことだと思う。このように十一いろいろあるが、私としてはプラス要素として前向きに捉えたいと考えている。

そこで、このような体験から導き出された、本稿の目的である将来の建築職のあり方について所感をお話してみたい。先ず、建築職と言えば、行政と住宅整備を含めた営繕部門が2大分野だが、この2分野ばかりではなく、違う分野にも進出してみることだと考えている。特に、都市計画を経験すると、視野が広くなり、市町村の人達とも知り合いになることもできる。事実、若い人（？）の中でも、一度は都市政策課や都市計画課に在籍したことのある人の活躍が最近目だっている。多少ともその気のある人は諦めずに希望を出し続ける方がよいと思う。また、建築職だけで固まつた職場だけでなく、土木職や事務職の人達と一緒に仕事をすることも大切だと思う。土木一家と呼ばれる鉄の団結や道路や河川整備などにおける都市や国土といったスケールの大きさなどを土木職から学んだし、事務職からはクールなもの考え方、先の先を見る洞察力、判断力、明快な文書表現など、県庁生活における師として尊敬する方のほとんどは事務職の方である。

と同時に、建築の基礎技術を会得し、磨くことが必要なことは言うまでもない。特に、入庁後間もない時期に、「鉄は熱いうちに打て」の諺どおり、先ず、図面を見る、図面を書く、図面に書かれたものを実際の空間としてつくりあげるという訓練を徹底的にしておくと後で楽である。残念ながら私の場合、多少生煮えの段階で他分野に行ったが、若い時に覚えたことは意外と覚えていて、後で応用が効く。実は、先の事務職の先輩の多くが、私のことを建築職と思ってくれているかどうか甚だ心もとない。どちらかと言えば、都市職（県ではこのような職はないが。）とか、飛行機野郎（滑走路を含めた飛行コースの設計という意味で）として見られているが、これも建築技術の応用だと考えている。

建築職の皆様へ

インハウス技術者の役割

住宅整備課 長田 喜樹

「インハウス」が、アウトソーシングの反対語であることは皆さんご存じのとおり。とある小論で、インハウス技術者が必要とされる場面として、①事業拠点の急拡大期、②拠点整備の時間競争が重要な場合、③特殊な設備の仕様翻訳者、④品質・コストの判断力（購買調達管理力）。⑤社内の諸ニーズの技術面からの調整、⑥企業イメージと整合したデザインコントロール、をあげていました。これでもう少し拡大解釈すれば、①②は「迅速さ」、つまり委託に出すより組織内の建築屋にやらせる方が早くできること、④はコスト削減と品質確保のギリギリの接点を見いだす眼力があること、⑤は組織内の相反するニーズに対して、踏み込んだ調整を行う力と覚悟があること、ということになります。単に技術的助言を行うだけのコンサルタント的な役割しか担えないのであれば、それは外部委託で間に合うというわけです。

さて、県の建築職の仕事は、許認可、工事（営繕・住宅）、計画・政策の3つに区分されます。工事、特に住宅の分野の将来像については、少なからぬ職員が、今後の公営住宅の工事は「先細り」であり、しかも「改修主体で面白くない」と考えているかもしれません。でも、それって本当なのでしょうか。

公営住宅においても県と市町村の役割分担が見直されることは確実ですが、神奈川県営住宅4万5千戸が、ある日突然なくなってしまうことはあり得ません。アメリカの住宅政策の流れとして、公営住宅の直接供給から民間賃貸住宅を活用した家賃補助政策に移行したという教科書的説明がよく行われます。しかし、アメリカの公営住宅は今でも厳然と存在し続け、公的支援対象の3分の1をカバーしています。ですから、これを読んでいる最若手の職員が定年を迎える頃になっても、県営住宅は依然、数万戸のストックを有していると想定できます。

これをお守りしていくのは「先細り」で片づけられない大きな仕事でしょう。次に「改修」ですが、とりわけ集合住宅の改修は奥の深い技術が必要と思います。膨大な民間マンションの更新期に先立って、機構（旧公団）住宅や公営住宅の改修がどんな工夫のもとに行われるのか。それをするのは、インハウス技術者たる我々しかいない、ぐらいの気概を持って臨みたいものと考えています。

建築職の独り言

建築指導課 高橋 聰

○建築職のスタート

建築を志して県庁へ入った時は、既に「建築職」だった。見よう見まねの建築職としてスタートした。先輩から仕事を教わっていく中で建築職を意識し始めたと思うが、皆は、住宅や営繕等それぞれの仕事を通じて建築職観を伝え合ってきた。例えば、箱根の旅館の防災調査における「コブ付ロープ」の話、「まちづくりはお金でなくハートだ」、「先輩の技術は盗みとるもの」など、一人一言としても相当な建築職語録が残る。

○建築職を取巻く状況

現在、建築職と係わりのある行政改革の取組みとして「建築・開発指導体制のあり方検討」が進められている。建築確認制度についていえば、業務の外部化（民間指定確認検査機関）が確実に進んでおり、内容的にも仕様規定から性能規定化へシフトしてきている。また、民間指定確認検査機関の広域的な業務範囲に対し、役所の建築主事は夫々地域を分散して確認業務を行っているという違和感もある。さらに、課や班を越えた横断的な取組みを必要とする懸案も増えてきている。例えば、近年話題となっている地下室マンションのように、建築基準法、都市計画法相互の連携した対策が求められてきている。

今後、権限委譲、ストック活用や耐震化促進等既存建築物対策へのシフトも加速していく中で、県民サービスとのバランスに立って、業務の「集約・分散」や班組織を超えて協働して懸案に取組む「廃班置懸」的な方向での見直しが行われていくだろう。

○建築職を支える力

技術力においては、確かに過去には同じ仕事に長年携わる人員配置も見受けられ、その中で技術の伝承や匠的な人も育ってきたかもしれない。しかし、現在のローテーションの中では難しさもあり、また、そこまで必要とするかどうかの意見もある。一定の技術力は確保しながらも、高度な専門性や場面によっては多様性が求められてくるだろう。

このような状況の変化に建築職は対応していくのだろうか。結論は、十分対応できると考えている。我々は、建築を志した時から「空間」で考え、変化に対応する手法を学んできた。先日、建築確認や開発許可を担当している人達と意見交換の機会を持った。その時に確信した「建築職は変化に対応する力（感性）を持っている」。

編集後記 今回は、県庁所属の各課長さんに原稿を依頼し、お忙しい中こころよく寄稿していただきました。この場をお借りして御礼を申し上げます。今後とも御支援をよろしくお願い致します。

さて、この作業中に丹下健三氏が逝去されました。ご冥福をお祈りいたします。言うまでもなく、日本の建築界をリードしてきたカリスマ的存在でした。筆者も学生時代にお目にかかりましたが、そのオーラに他を寄せ付けないものを感じた思い出があります。ふと、思ったのは、他の素晴らしい建築物を設計してきた建築家にも、もっと社会的スポットがあたっても良いものかなと。今後の建築家のあり方も考えさせられたニュースでした。

編集担当 県庁職域支部 情報担当（一ツ谷・高橋）

新潟県中越地震支援派遣報告

住宅整備課 座間美和

平成16年10月23日（土）に発生した新潟県中越地震に対して神奈川県は様々な支援活動を実施した。その中で、被災建築物の応急危険度判定について、判定士として参加する機会を得たので、その概要等について報告する。

1. 神奈川県の判定支援の概要

長岡市、小千谷市、小国町他計6市町村において、10月26日（火）から11月4日（木）までの10日間、神奈川県及び県下市町の判定士延べ265人が派遣され、越後湯沢のホテルを基地に判定支援を行った。

2. 一日の判定活動

- ・朝8時、現地判定支援調整本部（国が越後湯沢に設置）が各県の代表に活動予定を指示
- ・朝8時30分、判定支援調整本部から県代表がホテルに戻り、当日の判定地、分担等についてミーティング
- ・車で判定地へ移動(越後湯沢～関越自動車道～被災地)
- ・判定地の自治体災害対策本部で判定場所、1日の作業について説明を受ける。
- ・判定活動開始。まず建物の傾斜を計測、外部に現れている被害状況から応急危険度を判定。1棟あたり30分弱のペース。被災者の質問等には丁寧な説明を心がけた。昼食は、現地で適宜、対応。
- ・午後4時を目処に判定活動を終了
- ・地元災害対策本部で判定結果を集計し、報告
- ・報告後、越後湯沢のホテルへ

3. 判定結果と被災建築物の特徴

この判定支援で2,342棟の被災建築物について応急危険度判定を行い、その結果約1割202棟が赤（危険）、3割738棟が黄色（要注意）、残り6割1,402棟が緑（調査済）となった。

積雪に耐えるため柱梁は関東に比べ非常に太く、屋根も金属葺きが多く軽量であることから、震度の大きさに比べ被害は小さかったのではないかと思われた。

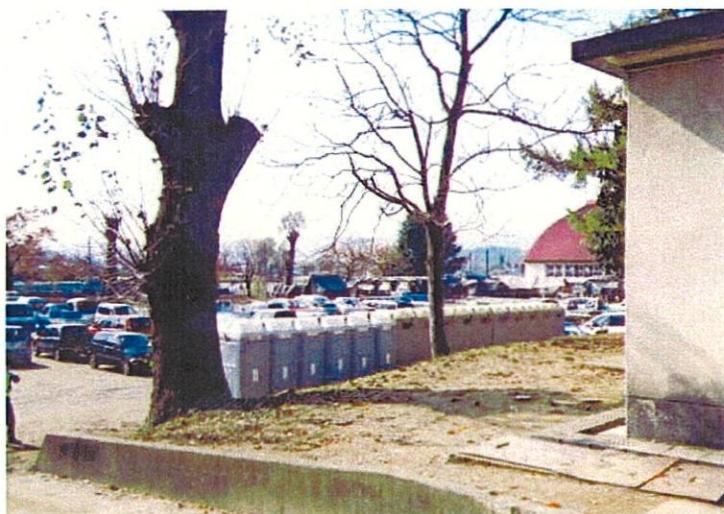
4. 今後の地震防災対策

小国町では判定3日目には地元の自治会の方が各班の案内役として同行し、効率的な判定活動ができた。災害時に有効に機能するよう、自治会や企業、各種団体、NPO等地域との協力関係を構築し、関係機関との連携を更に強化しておくことが重要である。

雪国特有の強固な住宅構造等や市街地の密度が高くないこと等から、今回は大規模な火災は発生しなかったが、市街地の状況が兵庫に近く、広い密集市街地を抱える神奈川では大規模火災の発生が不可避であり、着実な地震防災対策が必要であると痛感した。



写真提供：大河原 昇



避難所の仮設トイレ



避難所の状況